

(様式第1号)

平成19年度 第4回 芦屋市社会教育委員の会 会議要旨

日 時	平成19年11月29日(木) 14:00~16:00
場 所	北館 4階 教育委員会室
出席者	議長 花木 義輝 委員 安東 由則 委員 野原 三恵子 委員 信岡 利英 委員 中村 美津子 委員 水谷 孝子 欠席委員 笠原 清次 欠席委員 大江 紀子 欠席委員 樋口 茂 事務局 教育長, 社会教育部長, 同次長, 生涯学習課主査, 同主事
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

川崎次長 それでは、定刻少し前ですが、平成19年度の第4回の社会教育委員の会議を始めさせていただきたいと思えます。社会教育部次長の川崎です。今日は、大江副議長が、ご欠席です。あと、樋口委員と笠原委員も都合で欠席をさせてもらいたいとのことです。よろしくお願ひします。それから、こちらの教育長が本来はご挨拶をさせていただくのですが、本日、急な公務のため出席できなくなりました。それでは、議題に入らせていただきたいと思えます。議長の進行をお願ひします。

花木議長 皆様には、公私共に大変お忙しい中を、出席いただきましてありがとうございます

ます。社会教育に対して、いや、全ての教育に対して求められる問題、社会の状況を鑑みますと、非常に厳しい殺伐とした時代だなというように感じておるわけですが、そういう面からいわゆる社会教育に期待したい、あるいは求められるものは大きいものがあるかと、そういうように思われます。皆様のこれからのご尽力を期待して、この委員会をただいまより開催したいと思えます。それでは、議題1のアンケート集計報告について、事務局の方から説明をお願いします。

西川 生涯学習課主事の西川です。前回の社会教育委員の会議におきまして、各市に社会教育関係団体に関するアンケートとして送りましたということで、アンケート用紙を御配りさせていただきましたが、今回も同じものをつけております。上から1つめ、「社会教育関係団体アンケート回答集計」というものがありますので、そちらのほうをお手元に用意していただけますでしょうか？芦屋市におきましては、社会教育委員からの提言として、アンケートを取るようにとの提言を受けましたので芦屋を除く阪神間6市1町、そして神戸市にアンケートを送付しました。そのうち、猪名川町からは有効な回答が得られませんでしたので、今ここにありますのは、神戸、西宮、尼崎、川西、伊丹、宝塚、三田の各市からの回答を集めたアンケート回答集計となっております。アンケート用紙と見比べながら進めさせていただきます。アンケートの問1ですけれども、社会教育関係団体の登録数についてお尋ねします。ということで、問1、平成19年9月1日現在の社会教育関係団体数。アンケート回答集計の方を見ていただきたいのですが、芦屋市が401団体。神戸市が2団体。西宮市は6団体。尼崎市は25団体。川西市は5団体。伊丹は0。宝塚も0。三田市が50団体になります。次に1- ですが で回答して頂いた団体の内訳。これは各市の区分で回答して頂いたのですがこちら、先ほどの回答用紙の下の部分ですけれども、 で書いた表の通りになっております。大体PTAと婦人団体という形が多いのですが、スポーツが別になっている市があると思えますが、芦屋のように、色々な分野わけをしているところは多くないということです。続きまして2の問になりますが、回答用紙はひとつめくっていただきまして、裏のところになります。社会教育関係団体に関する補助等についてお尋ねします。社会教育関係団体全てに対する補助としてはどのようなものがありますか？という問いにしまして、神戸市は「特になし」西宮市は「特になし」尼崎市「社会教育施設を社会教育に関する活動で使用する場合にのみ使用料の5割を減免する。川西市「特になし」伊丹、宝塚に関しては、登録団体がありませんので「特になし」三田市につきましては1「登録団体が全市民を対象にした事業のために当該社会教育施設の有料施設を利用するときは使用料の全額の免除を受ける。」2「登録団体がその構成員を対象とした事業のために当該社会教育施設の有料施設を使用するときは、使用料の5割を減額することができる。」このような形になっております。ですけれども、社会教育関係団体の一部に対する補助。芦屋市は定められた団体について毎年補助金を出しているという形になってはいますが、別の資料を作っていますので、横に書いてある社会教育関係団体アン

ケート集計問2 - 資料と書いてあるものを見ていただけますでしょうか。こちらの方です。ね、全て説明するには時間が足りませんので、見ていただきますと、芦屋市は各団体にごらんのような形で補助金を出しています。ひとつめくっていただいて、西宮市につきましては、金額は伏せていただきたいということですので、書いておりませんが、各6団体に対して補助を行っていましたが順次見直し、廃止の予定という形になっております。尼崎市におきましては次にめくっていただいたものであります。こちらの方、100万円を超えているものがありますけれども、全て協議会、スポーツ少年団、体育協会という形になっておりまして各1団体に対する補助金ではなくその傘下に何団体もある、会につきましての補助金となっております。続きまして川西市を見ていただきますと、川西市で目に付きますのは一番下の文化協会補助金になっておりますが、こちらも200万円を超えておりますが、22団体。会員4755人に対してこのような補助金となっております。続きまして、めくっていただきますと三田市が最後になるのですけれども、表のような補助金の形となっております。その他補助金というのは社会教育関係団体ではありませんので。一緒に書いていただいているのですが、上のほうが社会教育関係団体のものです。それと、すいません。三田市の方から連絡がありまして、三田市連合婦人会なのですが、これが桁を一つ間違えているということで、187万5千円ということでした。

続きまして、アンケートの用紙を一枚裏にめくっていただけますか3番になるんですけども。社会教育関係団体の活動場所についてお尋ねします。市内の社会教育施設の数。(社会教育関係団体が使用可能な場所のみ)芦屋市におきましては、資料がまた別になるのですが、資料の一番下のところですね、社会教育関係団体アンケート回答集計資料、芦屋市資料というものがあるのですがそちらの別紙C手書きになっているのですが、こちらに出しております、17の施設が社会教育施設のなかで、社会教育関係団体が使用可能な施設となっております。それに対しまして神戸市ですけれども、全施設が使用可能であるが一般市民と同じ扱いであるということになっております。全施設が何施設あるかということを知りたいのですが、数えられていないので、すぐお答えすることができないということで回答をいただいています。西宮市は40箇所。尼崎市は22箇所。川西市は23箇所。伊丹市は全施設が使用可能ではあるが一般市民と同じ扱いであるということで、ここも数えることはまだしていないということですが、宝塚につきましては公民館が3館と市立スポーツセンターが1。三田は中央公民館1、図書館1、その分館が1。有馬・富士自然学習センターが1。体育施設が11。野外活動センターが1の合計16になります。そのほか、社会教育施設以外で社会教育関係団体が活動できる公的施設はありますか?ということを知りたいのですが、芦屋市については先ほどの別紙Cの7番から17番までの集会所になっているのですが、こちらが芦屋市の社会教育施設以外で社会教育関係団体が活動できる公的な場所になっています。それに対しまして、神戸から伊丹までですが貸室がある施設は借りることが可能であるが一般市民と同じ扱いである。ただ、伊丹につきましては社会教育関係団体がないとの回答を得ていますので、一般市民が使用する際の回答

となっています。宝塚に関しても同じです。三田につきましては市民センターが6，まちづくり共同センターが1ということで，回答をいただいております。続きまして4番になるのですが，社会教育関係団体登録の方法についてお尋ねします。ということで質問させていただいております。1番は登録時期に付きましてアンケート回答集計問4の1番を見ていただきたいのですが，芦屋市は芦屋市社会教育関係団体登録に関する規則D先ほどのCをめぐっていただいたところが別紙Dになるのですが，こちらの第4条。登録を申請使用とする団体は，登録を受け付ける年（基準年という）に申請書を芦屋市教育委員会（以下委員会という）へ提出しなければならない。ただし，委員会が止むを得ない理由があると認めるときは基準年以外に申請することができる。基準年は3年毎とする。

登録の申請期間は次の各号に掲げる期間とする。(1) 6月15日から6月末日まで(2) 12月10日から12月25日まで芦屋市はこのような形になっております。神戸西宮につきましては，新規登録制度は今設けていないとのこと。新しく登録団体を認定することはしないということで回答をいただいております。尼崎につきましては，毎年6月年に1回の登録受付となっているということです。川西市は新規登録制度を設けていない。伊丹市，宝塚市は元々登録制度がありませんので，ないということです。三田市につきましては資料三田市ということでもう一つ資料がありましてアンケート回答集計問4の資料社会教育関係団体の登録制度，尼崎市，三田市そちらを見て下さい。尼崎のほうは尼崎市社会教育関係団体登録要綱というものがあります。そちらのほうで第5条ですね。第3条第2項の登録認定を受けた団体は毎年6月に行進するという形になっている。三田市におきましては一つめぐっていただいたところに第6条につきまして2ですね。団体登録の申請の受付は3月1日から3月31日までの間という形になっている。続きましての登録期間ということになりますが，芦屋市におきましては先ほどDの6条にありましてとおり，2登録の有効期間は，次の基準年の8月31日までとする。神戸市西宮市につきましては，登録制度を設けていないとのことですので一度登録されますと，認められないとなるまで，継続して登録されるということです。尼崎市は1年登録で更新です。川西市は登録期間を設けていません。伊丹，宝塚についてはありません。三田につきましては1年間となっています。の登録条件ですけれども，芦屋市におきましては，別紙Dの3条の通りです。

神戸西宮市につきましては，新規登録制度を設けていませんので割愛させていただきます。尼崎市については，資料「尼崎市」を参照。要綱の第4条に要件が明示されている。伊丹・宝塚は登録制度なし。三田市については資料「三田市」教育委員会社会教育関係施設団体登録要綱の第2条に記載されている。申請様式について。芦屋市については「芦屋市社会教育関係団体登録申請要領」に記載している通り。尼崎市と三田市についてはそれぞれの資料参照。5社会教育関係団体の個人情報の取り扱いについて。申請書の名簿について。芦屋市は代表者及び役員については，住所，電話番号まで全て記入。その他の構成メンバーの住所は町名まで。町名以降と，電話番号は不要。芦屋市の登録要件を満たすためには市内在住，在勤，在学が6割以上必要なため。神戸市，団体の個人情報は取り扱わない。

必要の都度、団体に照会をかける。入手した情報は神戸市個人情報保護条例に基づいて処理する。西宮市、名簿自体を持っていない。尼崎市、代表者の住所、連絡先のみ尼崎市が管理。川西市、名簿なし。伊丹・宝塚、登録制度なし。三田市、代表者、事務局の電話番号等。構成メンバーについては問わない。ホームページへの掲載について 社会教育関係団体アンケート回答集計 5 - 資料参照。各団体名と、活動内容、活動場所掲載。尼崎市は 25 団体、名前のみの掲載。三田市は「三田コミュニティマンション」と銘打ち、各団体のHPをリンクする形で掲載している。5 - その他個人情報の取り扱いについて注意していること。尼崎団体名簿作成の際、個人情報を掲載せずに作成している。他は特になし。6 社会教育関係団体登録後の活動調査について。芦屋市は規則に基づき

第 8 条 委員会は、団体の活動が、法令、規則等に反しているとき、又は申請の内容と異なるときは、団体又はその責任者に注意等を行うことができる。

2 委員会は、団体が前項の注意等に従わないときは、その団体の登録を取り消すことができる。

3 委員会は、登録を取り消したときは、その旨団体に通知しなければならない。

対処することを決めている。尼崎市のみ要綱第 7 条に基づき活動の規制を行っている。担当者に現在までの活動の規制の有無を聞いたところ、今までの実績はない。アンケートの説明については以上です。審議をお願いします。

花木議長 ありがとうございます。アンケートについて質問のある方いらっしゃいますか？

信岡委員 芦屋市の（社会教育関係団体の）基準と他の市の基準はずいぶん違うようですね。

花木議長 登録団体自体が、芦屋はすごく多いですね。

信岡委員 協議会のような、一まとめにするものがいくつかあると思うのですが、その下にたくさんあるのですね。

花木議長 体育協会。とか、大枠で登録するという方向を考えたほうがいいかもしれません。

信岡委員 このデータを見ると、他の市は驚くのではないかと。

安藤委員 3 割引というのが効いているのでは？なかったらそんなに登録はないのでは？

松本部長 芦屋市の場合は、社会教育関係団体の定義を間違っているといっているのはなんですが、法で定めている社会教育関係団体とは違うような感じです。もっと厳しい線引きをしてもいいのかなとは思っています。

野原委員 P T Aひとつ取ってみても芦屋としては一つ一つきっちり登録しているということですね。神戸や西宮をとっても、本来もっと多くの団体があるはずなのに、多くないということはひとくくりで出しているということでしょう。他の市とはぜんぜん違うということがわかります。しかし例えばP T Aを一つとしてまとめて登録したときに、各一つずつのP T Aの内情を把握できるのでしょうか？この間の会議でも、尼崎や西宮は（地域の）北と南では全然立場が違うというお話が。P T Aそのものでも内容が全然違うている。

まとめた団体だけを登録するとなると、そのような一つ一つの団体の内情を理解できないのではないかと？芦屋のように小さいが団体一つ一つ登録していく方が、（各団体の）特徴を捉えられるのではないかと？

川崎次長 P T Aの理事会があったときの話ですがP T Aが登録しているのは、減免の問題が大きいとのこと。それぞれのP T Aが社会教育施設を利用する場合に減免が受けられるように登録しているとのこと。先日、理事会でP T A協議会として一括で登録できないか？との話があったが、社会教育施設をP T A協議会自体が使用する場合には減免措置をされるが、その傘下団体が使用する場合には減免にならないということがネックになっている。市民センターは、申請者が登録団体であれば、減免する方向に出来るとのことだった。もう一つ、登録のメリットとは「芦屋市が認めた団体である」と発信できること。だということ、活動の励み・ステータスになるということ。そういう意味でも登録数が多いのでは。他の市とは考え方が違うと。尼崎や三田も自分たちの会とかでは減免にならないのでは。なかなか市民全員を対象とした事業は多くない。芦屋は、小さな団体も部屋代や掲示板の利用など活動するための支援を充分に行っているといえる。他の阪神間の市の基準を見ていると、あまりにも数が違うので、判断材料にはなりえないと考えている。（登録条件の）見直しの際には、他市の条件を参考にではなく独自の条件を見直さなくてはならないのでは？

このアンケートを見ていると、芦屋が特殊なのかと思っています。細かいなど。

信岡委員 各市に社会教育部などは、あると思いますが……。社会教育関係団体を持っていないような市は何を仕事としてやっているのでしょうか？芦屋市の場合はきめ細かいという一つの特徴があるが、芦屋市民がどんな活動をやっているかということについては、把握しやすいのではないかと。

川崎次長 芦屋市の登録の規則にも書いてありますが，社会教育関係団体の登録の理由として，登録団体を援助する。というものもあるのですが資料収集という側面もあります。それで，芦屋市でどのような活動をしているかわかるという。例えば，会員の数など，資料を見ればわかります。申請書を出していただくことによって，資料収集としては役立っている。他の市は活動する館自体が登録する制度を持っているところが多く，それが社会教育関係団体を少なくしている原因になっているのかもしれない。そこまでは詳しく掘り下げて調べることは出来なかったが，社会教育関係団体に限定して調べると，芦屋市は社会教育関係団体の定義が他と違うようなので数が多い。

信岡委員 これはやはり，規模の問題でしょう。芦屋市は10万程度なのである程度きめの細かい把握はしやすい。しかし，何倍もの規模を対象に社会教育が情報をつかもうとすればたいへんだらう。

川崎次長 この結果からして，驚いている。他市とは基準が違うので参考にならない。制度自体がないところもある。今後は結果も踏まえながら，芦屋市はどうするか。また，色々意見を頂いている「施設の数に対して（登録団体が）多すぎるのではないか」「施設が競合して利用できない」等があると聞いている。一定の整理が必要かと考えている。整理する方法を考えているが，前にもあった「基準を，要件を厳しくする。審査をより厳格にする」という方法で数を適正にするという方法があります。また今現在は（要件の）会員数は10人となっているが，20人，50人と増やしていけば団体数も適正になるのでは。市内要件を見直す方法もある。現在は市内在住・在勤・在学が市内要件であるが，それを市内在住に限る手もある。6割を7割8割にするという手もある。後は活動。何もやっていないのに登録だけしている団体があると聞いている。その辺をどのようにして調べるか。400ほどの団体があるので，今の人員で公平に確実にやろうとしたら，かなり難しいと思う。我々は，申請書が嘘偽りなく書かれていると信じて作業を行っている。活動を止めたり，代表が変わったりするときには申請を頂いている。団体が無くなった時等キチンと申請があれば団体は減ると考えています。このように要件，審査を厳しくして団体数の減をはかる方法ともう一つ，使用料減免の撤廃。資金面からすれば，登録しても意味がないと考える団体もあるのでは。ただ，「芦屋市が認定している団体」を売りに出したい場合は登録すると考えられる。また，本当に体育館等を使って活動している団体には負担が増えるといったことになる。今現在，新規の受付は半年毎になっているが，これを3年に1回の本来のものに戻す。ただ，登録の回数においては尼崎も毎年やっているとのこと。内部では数が多いこと，それに伴う施設使用の競合が問題となっている。減らすのがいいかどうかはわからない。委員の先生方にご意見をいただいて方法を考えていただき，次の切り替え時期に向けて検討していくことも可能かなと考えております。

水谷委員 尼崎等と比べるとスポーツの団体の数が全然違うが、議長はどのようにお感じになりますか？

花木議長 私もスポーツは一括して社会教育関係団体に登録するほうがいいのではないかと思う。申請時は体育協会として申請して体育協会のカードで活動することが望ましいのでは？そのほうが、体育協会としても市内に点在するスポーツ団体の把握をしやすい。また、各団体に指導もしやすい。

野原委員 スポーツに関しては体育協会があるので、まとめるところがあり、組織がしっかりしているが、いわゆる文化活動においては中心となる組織が無いバラバラでまとめられないのでは？社会教育委員の会議でずっと言ってきたことは、たとえ10人であろうと本当に活動がんばっているところには利用をさせてあげたいということです。困るのは幽霊部で、これをなんとか見つけて排除していきたいというのが第一です。その幽霊部をどう把握しようかという難しさはあるのですが、公民館等の受付では活動者の6ヶ月ぐらいのデータはすぐに出せるのでは？実際の活動を身近で見ているので統計はすぐに出ると思う。6ヶ月や1年の。それがなぜでないのかと思う。おかしいのでは？1年間このクラブは何回活動しました等、施設施設が上に上げてくれば、学習課としても把握は簡単なのでは？そうすれば、幽霊部も見つけやすいと私は考えています。

川崎次長 活動状況は、申請書に書きますので、各団体から出てきます。中には総会、忘年会をして終わりという団体もあれば、きめ細かく書いている団体もある。書き方の問題もあるが。今、野原議員のおっしゃったようなことで、公立の施設はカバーできると思うが、団体によっては市民センター等、貸室を利用しなくても活動できる団体があり（例、公園で行う健康体操等）その判断が難しい。実質的に把握は出来ない。

野原委員 使用料3割減免は普通に考えれば、公立施設を使用するときには効果があるんですよね？公園でやっておられる方はご自由に...と思うのですが。市という背景を欲しがるといのは芦屋ではすごく感じる場所である。バックに市がいるというステータスというか権威を欲しがるといって芦屋市民という一面がありますので。

信岡委員 ただ、私は色々な団体と数多く関わっていますが、活動している団体は放っておいても活動すると思います。公民館でも市民会館でも、くじ引きになっている。そのくじに8団体ほどが集まって取り合いをしている。そのようなところは、そのまま放っておいてもいい。401団体の活動状況をつかむだけであれば、そんなにあせらなくてもいいと思う。私は中央公園でゲートボールをやっていたりハイキング・ウォーキング部などが

よく六甲山に登ったりとか，市の公的な施設を使わなくても健康増進のためにやっているグループというのはたくさんあると思う。放って置いても活動しているところは活動し，継続している。活動していないところはあえて，重箱の隅をほじくる様に詮索しなくても放っておいても体勢に影響はない。そのような施設に関する混み具合等の点では。体育館でもそうだと思うが，卓球でもいくつかのグループがあって，入れ替わり立ち代り活動を消化しているので，私はあまり幽霊部の詮索は必要ないように思う。ただ，401という数字の実態を知りたいということであれば，野原委員がおっしゃるようにもう少し厳密に調査することが必要ではないか。

中村委員 公民館講座。青少年センターが主催する講座で講座を半年間ほどやって終了したところが，このままで終わるのは惜しいので，何か団体を作りましょう。そういうものが，一時大量に申し込んだ。そんな記憶があるのですが。同じようなクラブが先生がちょっと違うだけで何団体もある。講座の流れの同窓会的なもの。他の人はあまり入って欲しくないというのがある。要件には広く門戸を開放していることとあるが，あまり入っていないのでは。そういうグループがこのスポーツという区分の中にたくさんあると思う。講座を開いた先生方も「このメンバーで1団体作りましょうか？」ではなくて「このような団体があるのですが参加しませんか？」と促すべき。

野原委員 それはスポーツだけではなくて，信岡委員はご存知だとは思いますが，シニアカレッジの何期生グループというのはそのまま残っていきますよね。

信岡委員 何期というのは，毎年110数名，公民館活動の一環として高齢者の生涯学習として，毎年募集します。これは一年間ですから。年度を通じて部外講師を呼んだりします。終わった後，せっかくの付き合いですから，芦屋市民としての自覚が目覚めたところで，一年では短すぎる。というのでそれ以上活動を続けられる方たちが同期会を結成する。その同期会が単独にすると多すぎるので，それをまとめる形で学友会というものが1期から23期までの。その活動の中に様々な活動がある。

野原委員 それは登録団体とはあまり関係の無い組織なのですか？

信岡委員 それぞれの同期会はそれぞれで登録していますので，現在は23団体までありますが，10期以前はひと括りにしていますので，有りません。

野原委員 その中で，種目別でグループなどを作っているのではなくて？

信岡委員 それはありません。

野原委員 同期として毎年・・・

信岡委員 同期としてその中にね、色々趣味を生かしたグループがあります。

川崎次長 学友会は一本で登録しているようです。

信岡委員 それが枝分かれしている。

川崎次長 登録制度は確かに一般市民を受け入れなければだめ。というのはある。厳格に条件を守らせれば同窓会ではないのか？という意見はあるのですが、カレッジはたくさんの市民が参加されており、問題ないと認識している。実際他の市民が入ってはいけないと定めないというように指導している。各団体が活動しやすいように、条件を緩和している部分もある。その結果、多くなっているという面もあるが。信岡委員がおっしゃったように施設の混雑具合というものがあるが、小学校の空き教室等使えばいいのではという意見もあるが、今現在は余裕教室も無い。10年後はわからないが。また、コミスク等との調整もあり、現実的には難しい。ハード面での供給が限界であれば、使う方の制限。ということになって来ざるを得ない。

信岡委員 実際経験して不便だと思うのが、現在の施設の利用状況が、一つの施設からではわからないということ。市民センターの各部屋においては、市民センターの受付が把握していますよね。2ヶ月先まで。あれと同じようなものが、上宮川文化センターや集会所の分も一覧にしてわかるように出来ないものか？そのような資料提供があれば便利だと思う。自分たちであちらの集会所、こちらの集会所へ連絡するのはつらい。一本化によって把握できれば。

花木議長 時間もそんなに余裕がありませんので。この件についてまとめるというところまでは行きませんが、とにかく他市よりも比較してかなり団体数が多すぎるということがありますので、せめて尼崎・伊丹ぐらいの数に統合して何とか抑えられないものかと思っています。ここにあるサークルで申請してしまいますと、やはり場所の問題。現在不足しているわけですから、それを個々に取り合いすると、かなり少人数で広い場所を使用するという結果になりかねず、そうすると不合理な状態になってしまう。このあたりは考えていかなければならない。統合できないものまで統合しろとは言いませんが。出来るところは統合していくと考えていくと考えていくほうがいいのでは。

それでは、議題2 平成19年度阪神南地区社会教育研修会について事務局のほうから説

明をお願いします。

田嶋主査 はい、今年度ですが、前回の社会教育委員の会議で発表者を決めていただいたと思います。今年は水谷先生に発表していただくことに決まりましたので。水谷先生のほうから資料の提出をいただいております。研修会の資料の裏側に、水谷先生から提出いただきました資料があります。水谷先生からこの資料の補足的な説明や、こういった発表をしようと思うというようなことがありましたら、ここで発表していただきたいと思います。あわせて、当日の出欠の確認をしたいと思います。

水谷委員 日が無かったもので、とりあえず日頃感じていることと、ここで勉強させていただいていることを書いたのですが、学習のことに偏ってしまい、最後に社会教育が出てくるといって、大変申し訳ないような。今日のアンケートの結果を聞いていますと、芦屋市独自の大切にしていたものが浮かび上がってきたりして。もちろん課題もありますが、そんなことも含めて明日お話しさせていただけたらなと思っています。

皆様方から、「こんなことも言ったらいいよ」ということはありますでしょうか？

広い視野を持って、子どもたちがより良く暮らせるようなことが出来ればいいなと思っております。

信岡委員 大人が大人と子どもの出会いを作ってあげるべきというのは賛成です。

安東委員 幼稚園と子どもの関係性だけではなく、地域との関係を組み合わせて、幼稚園から見た要望等を出していただいても面白いと思う。

野原委員 私たち委員がどういうことを話し合ってきたかということをお話したい。

最終的には子どもの教育に目がいっていると言う事をお話していただきたい。

水谷委員 子どもがすこやかに育つためには親も健やかに育たなければならないと考えています。

信岡委員 今の子どもには縦のつながりがない。面倒を見るというのを避ける風潮があり、上下関係を築くことが出来ない。かろうじて部活で上下関係があるぐらい。芦屋市独自の方法で縦の関係を築くことが出来ればと思う。

野原委員 子どもたちが健やかに育つためには管理管理で遊びの無い社会はだめだと思う。

水谷委員 芦屋はコミスク活動が盛んですよね。

川崎次長 コミスクは地域全体ですから、地域全体で子育てをしています。

野原委員 他市からは「芦屋はコミスクがあっていい」とよく言われる。

花木議長 明日のご出席をよろしく申し上げます。

花木議長 それでは次の議題です指定管理者制度について。事務局のほうからお願いします。

川崎次長 それでは、指定管理者制度につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。指定管理者制度のおさらいを簡単にさせていただきたいと思えます。指定管理者制度というのは、今までは公の施設、例えば図書館や市民センター等につきましては市や、市が出資した法人、芦屋市で言いますと芦屋市文化振興財団ですが、そういったところしか管理ができなかった。いわゆる民間には公の施設の管理はできなかった。しかし、地方自治法の改正によって指定管理者制度を導入して民間でもNPOでも公の施設を管理できるようになった。というのが、指定管理者制度でありまして、芦屋市におきましては今現在指定管理者制度を利用している所で、社会教育施設は、谷崎潤一郎記念館。これが平成18年の4月から指定管理者制度で運営をしております。これは有限会社三裕で運営しております。それから、体育館・テニスコートにつきましては、芦屋市体育協会に18年4月から運営をしていただいています。それから朝日ヶ丘市民プールも同じく水練学校に平成18年4月から運営をしてもらっています。海浜公園プールにおきましては、平成17年6月からナス・クリタスが指定管理者制度で運営をしております。指定管理者制度と、運営をしている社会教育施設についてはそのようなところでございます。本日、平成19年10月に行政改革実施計画というものが出まして、資料で抜粋がありますが、4番目に「民間活力の導入」ということで、芦屋市におきましては引き続き指定管理者制度を導入していくというものが出てきております。民間に（管理を）ゆだねることによりまして、サービスの向上、例えば公務員が施設を運営するときは「頭が固い」とか言われ、充分な運営方法のノウハウもありませんので（ノウハウがある）民間に運営をしていただくことによって、サービスの向上が期待できる。併せて効率的な運営をすることによりコストの削減も期待できる。そのようなことから、指定管理者制度を導入しております。先にあげました、谷崎・体育館等施設以外に、社会教育部の関係で指定管理者制度を導入していない施設が資料に載っていますが、「民間活力の導入」の対象として「市民センター（市民会館・公民館）・美術博物館・図書館」これにつきましては10月の行政改革実施計画では平成19年～21年度にかけて指定管理者制度導入の検討をしろということになっております。これに対しては、前回、ご説明させていただいてご意見もいただいたところですが

今後、市民センターや美術博物館・図書館これにつきまして、導入の是非を検討していき

た
いと考えています。一部、なかなか難しいと感じるところもあるのですが、その辺を検討し、われわれの考え方もご披露し、社会教育委員の会議でもご意見をいただきたいと考えております。そして最終導入するのか、できるのか？あるいはできないのかの意見をいただいたうえで、判断したいと思っています。それ以外でも、指定管理者制度につきましてご意見等がありましたら、それを踏まえまして今後進めていきたいと考えております。今日は、行革の実実施計画のご報告と説明をさせていただきました。今後この件に関してご意見をいただきましたら、検討・調査をしていきたいと思っております。

信岡委員　　ということは、いずれ（導入について）別に協議というか、検討する会議をやるんですね？

川崎次長　　そうですね。事務局内部でも今検討しております、今一定の方向をとるか、ある程度でしたら、おはかりしてご意見をいただいた上で行政経営課に検討した結果を報告したいと思っています。例えばここについてはいつから導入という方針で行きますよとかここについては導入できませんとかいうものを行政経営課に報告し、それでまた、返ってくることもあります。社会教育委員の会議で何回もやり取りをさせていただいて、最終的に教育委員会はこういう意見ですよとまとめて報告したいと考えています。事務局それぞれの所管でも色々検討していきますのでそれを一定の時期になりましたらまとめて報告なりご意見いただくような場を委員会の中でもうけたいと考えています。

野原委員　　そのときにですね、これから新しく考えると施設もそうなんです。考えるときの資料としてすでに民間に委託されている施設において、今までと民間に委託（指定管理者制度を導入したもの）とはどう違ったのかという資料があれば考える参考になるのですが。どう違ったのか、少なくともやってよかったのか？ということがわかればと思います。

川崎次長　　資料の提供ですね。どういった（導入）前（導入）後の効果、金額的な効果は数字で示せますので、それはまた次回にでも示したいと思えます。ただ、数字的な効果以外の効果、その点につきましては、評価は数字では示せませんので、なかなか難しいですね。それにつきましても、示せるか、示せないかはわかりませんが一応検討させていただきます。導入前後の費用的な面におきましては、数字が出ますので、それにつきましてはこの次にでも示させていただきます。

花木委員　　スポーツ施設におきましては、方針は市民サービスと環境改善ということと、

市民の皆さんのニーズにこたえるということをテーマにやっております。計画を立てたときからの予算を見ましても、かなりのメリットを出していますので、効果においてはあると思います。あとは、収益をいかに使って施設の改善と環境をよく整えていくことに使おうかとしているのですが、そのこと自体が市民のためになっていると思っています。ということで、方向性についてはそのような感じです。全体的には、従来よりはよくなってきている、自分で言うのも何なのですが、と思います。これと併せて、スポーツ活動を通じて、社会教育までつなげたい。そのためには、まず職員の挨拶から、丁寧な言葉遣いからということに注意して管理に当たるようにしています。評判が悪くなることはない、今のところは順調です。

松本部長 前回指定管理についてやってほしいと言われて、私達も趣旨がよくわかりません。「次回させていただきます」と言ってしまったのでどういうやり方をさせていただいたらいいのかちょっと時間が無かったものですから、確認できなかったのですが。

花木委員 確か、美術博物館・谷崎・体育館と回って施設を回らせていただいて、こうすれば指定管理者でもいけるという意見があったとは思いますが、スポーツ施設においては活動する目的が定められて、奪い合いをするくらいなのでいいのですが、美博や谷崎のような趣味的形で拝館されたりするのは、指定管理者制度は難しいのではないかな？と考えております。

松本部長 われわれ内部の人間でも公民館や図書館等の（評価が）収益性では無い部分については図書館等の委員会をやっているんですが、これから方針をきめて、例えば、努力をして、できなければどういう課題があって、それをクリアすればできるのか等を考えて、それぞれ所管の課長なども入ってもらって図書館なら図書館、美術館なども、こういう状況であるとの説明をしてもらう場が必要なのかなと。それから、我々も21年度に向けて研究もしていかなければならないと考えています。教育委員会としては老人福祉会館等も維持管理をやっていますのでリニューアルの問題等もあるんですがそれを踏まえて指定管理についても取り組んでいかなければならないと思っています。各施設毎の課題とかをお話しさせていただいてもいいかなと思っています。

野原委員 ここに、リストアップされたものはすでに、「指定管理にしたいんだよ」との市の意思表示と捉えてよろしいですね。

松本部長 これ（リストアップされているもの）は行政改革の方針です。

中村委員 できたらして欲しいということですね。

松本部長 実施と入っているのは、すでに決まっているものなんですね。実施と入っていないのは検討という書き方になっておるんですけども。具体的には20年度で検討して21年度には実施という形で。

花木委員 拝館だけで終わってしまっただけでは、利益が成り立たなくなる。美博に足を運ぶ楽しみを美博の中に何か作ったらどうかという意見があります。拝館だけの形になると、指定管理者制度としては成り立たなくなる。運営もしんどいのでは？

松本部長 今AMMで集客を狙ったイベントなどもしておりますが、社会教育委員の皆さんのご意見で「こういった取り組みはどう？」といったご意見もいただきたいと考えています。いい企画があればお客さんは集まるのですが、いい企画をするにはお金がかかるという…。今一定のできる額が決まっておりますのでその範囲内でできるだけのことしかできないようになっていきます。お客がいっぱい入ってそのお金でもっといい事業ができるというようになればいいのですが、いまはちょっとその逆の状態になっています。グッズの販売等もやっているのですが…。各種講座もやっておりますので来館者数は増えておるのですが。増えているのですが、特別展でもない限りPAYできていない状態です。300円という低額な入場料の設定もあります。国立なら1,500円取れますが、できても500円upくらい。現状の中で、それもできないと思います。一つの事業でもスポンサー的なものがどーんとつけばまた違うのですが。次回以降それぞれ意見をいただきながら、それぞれの施設についてもご説明をさせていただきたいと思います。

花木議長 それでは、指定管理者制度の説明にご質問のある方はいらっしゃいますか？
無ければ報告をお願いします。

田嶋 この間11月21日に兵庫県の社会教育研究大会に参加しました。花木議長を含め大江委員は司会等ご活躍いただき、野原委員についてもご意見を頂くなどありました。実際は尼崎の発表があり、内容的には明日の研修会で発表があります。

花木議長 今後の日程についてお願いします。

田嶋 明日阪神南の社会教育委員の研修会があります。

花木議長 次回の開催予定は？

田嶋 1月24日(木)でどうでしょう？

花木議長 本日の議題は全て終わりました。貴重なご意見等ありがとうございました。